

別紙3

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適当なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要 各務原浄化センターで発生する一般廃棄物の収集運搬。</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明 各務原浄化センター内で発生する一般廃棄物の収集運搬は各務原市長の許可を得た業者(区域指定)とされているため。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適当であるとの説明 各務原浄化センターがある当該区域の収集運搬指定業者は各務原衛生(株)であるため、各務原衛生(株)と一者随意契約を行うものとする。</p>